



事務連絡
平成31年2月6日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
交通・環境部
輸送事業部

ダブル連結トラックの本格導入を図るための特殊車両の
通行許可基準の改正について(参考情報)

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全ト協発第576号(環)にて、ダブル連結トラックの本格導入を図るための特殊車両の通行許可基準の改正について周知のお願いをしたところですが、通行許可申請等に係る紹介、ダブル連結トラックに乗務する運転者に対する指導内容及びその記録方法等に関する取扱いについて、別添のとおり参考情報を提供させていただきます。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

【ご参考】

《別添1》 特種車両通行許可オンライン申請ウェブサイト (国土交通省)

※「重要なお知らせ」欄を参照。

URL : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

《別添2》 ダブル連結トラック等について審議します ～社会資本整備審議会道路分科会
基本政策部会 第17回物流小委員会を開催～ (国土交通省) [一部抜粋]

※運転訓練内容を含む。

URL : http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001101.html

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会

交通・環境部 荻原 電話：03-3354-1045

輸送事業部 金子 電話：03-3354-1038



本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。
新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、国の窓口に出向くことなく会社や自宅から申請データをいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

文字の大きさ 小 中 大

初めてオンライン申請を利用される方

はじめにお読みの上、新規利用登録を行い、ユーザーID・パスワードを取得してください。



※推奨パソコン環境について

よくある!?
間違い事例集

既に利用されている方 (ユーザーID・パスワードが必要です)

申請データを作成する

作成したデータを算定する
提出前にご確認ください

申請データを提出する
(費用決済完了後許可証受取もこちら)

運行前にご確認ください

特殊車両に係る全国の通行規制情報を確認できます。



大型車誘導区間、重さ指定及び高さ指定道路の箇所が確認できます。

大型車誘導区間
重さ・高さ指定道路
ガイドマップ

全国の未収録道路の路線名等の問い合わせ先を確認できます。

路線名等について

メニュー

トップページ

特殊車両通行許可制度について

システム利用契約初めにお読みください

特殊車両通行許可システムによるオンライン申請について

代理申請について

各種ダウンロード
操作マニュアル、オフラインツール等

お問い合わせ先

お問い合わせ先

ヘルプデスク窓口

よくある質問と回答

Q & A

関連リンク集

電子政府・電子自治体
リンク集

メンテナンス情報

NEW!

平成31年1月25日 メンテナンスのお知らせ

平成31年2月1日（金）18時00分より、平成31年2月4日（月）9時00分まで特車システムのメンテナンスを行います。

メンテナンス中は特車システムが利用できませんのでご了承願います。[詳細はこちら](#)

重要なお知らせ

- 平成31年1月29日 フルトレーラ連結車の長さの上限が2.1mから2.5mに緩和されました。**NEW!**
2.1mを超えるフルトレーラ連結車（バン型）の導入をお考えの方は、[こちら](#)をご確認ください。
2.1mを超えるフルトレーラ連結車（バン型）の特殊車両通行許可申請をされる方は、[こちら](#)をご確認ください。
- 平成31年1月29日 自動車運搬用セミトレーラ連結車の車体の後方に自動車をはみ出して積載する場合の許可基準が設定されました。（[詳細はこちら](#)）**NEW!**
- 平成31年1月29日 1車線の分離道路を通行する場合の通行条件が見直されました。**NEW!**
[詳細はこちら](#)をご確認ください。1車線分離道路リストは[こちら](#)
- 平成31年1月29日 ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度に関するお知らせ**NEW!**
([詳細はこちら](#))
 - ・『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱を改訂しました
 - ・『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』利用規約を改訂しました
- 平成30年12月25日 「特殊車両通行許可申請時における荷主情報の記載について」
10月29日から試行を実施してきましたが、このたび、受付期間を、当面の間、延長することとしましたので、お知らせします。
申請者の皆様方におかれましては、積極的な制度のご利用をお願いいたします。
([詳細はこちら](#)) **NEW!**